

豊田市上下水道局発注工事における P R 看板等設置試行要領

（目的）

第 1 条 本要領は、豊田市上下水道局（以下、「発注者」という。）が発注する工事において、「事業の効果（どのような効果があるのか）」、「事業の内容（どのような施設ができるのか）」、「事業の目的・完成時期」などの情報を、工事現場に設置する P R 看板及びイメージアップ工事看板（以下、「P R 看板等」という。）でわかりやすく表示することにより、当該事業又は工事に対する市民等の理解を深め、協力を得ることを目的とする。

（対象工事）

第 2 条 P R 看板等設置の対象となる工事は、豊田市上下水道局が発注する工事のうち、次の各号の全てに該当する工事とする。

（１）設計書の単価適用日が令和 8 年 1 0 月 1 日以降の全ての工事

（２）地域住民や通行者の目に触れる機会が多い工事

（３）施工の大部分が屋外で行われる工事

（４）施工期間（実現場稼働期間）が連続して 1 か月以上ある工事

2 前項各号に定めるほか、市民への P R 効果が高いと発注者が判断する工事は対象工事とすることができる。

3 受注者は、対象工事では原則として P R 看板等を設置しなければならないが、相応の理由がある場合は発注者との協議により対象外工事とすることができる。

（P R 看板等の定義）

第 3 条 本要領における P R 看板等の定義は、以下の各号のとおりとする。

（１）P R 看板

事業（工事）の目的、効果などを写真やイラストなどで市民等に分かりやすく表記した屋外広告物をいう。

（２）イメージアップ工事看板

工事の目的、効果などを市民等に分かりやすく記したイラストなどが記載された工事看板をいう。

（P R 看板等の表示内容）

第 4 条 P R 看板等に表示する内容は、以下の各号を基本とする。

（１）P R 看板（別紙 1 参照）

ア 事業（工事）の目的と効果（何のために行う事業（工事）で、どういった効果があるかなど、イラストなどにより分かりやすく表示）

イ 工事内容の説明（イラストなどにより分かりやすく表示）

ウ 事業（工事）計画及びスケジュール

エ 期間（全体計画）や供用予定日など

オ その他（コスト縮減の取組、新技術・新工法の活用、新しい契約方式（ＤＢ発注など）による工事、建設副産物への取組、環境に配慮した取組などをイラストなどにより分かりやすく表示）

カ 発注機関名（豊田市上下水道局〇〇〇課 電話〇〇－〇〇〇〇）

キ 施工者（〇〇株式会社 電話〇〇－〇〇〇〇）

（２）イメージアップ工事看板（別紙２参照）

ア 市民、事業者へのお願い（ご迷惑をおかけしています、ご理解をお願いします、ご協力をお願いします、など）

イ 工事内容（水道管の耐震化を行っています、地震に強い水道管に取替えています、下水道の整備を行っています、など）

ウ 防災・減災、国土強靱化の推進（防災・減災、国土強靱化の国庫補助を活用する工事の場合）

エ 工事の期間（〇年〇月〇日まで）と時間帯（〇：〇〇～〇：〇〇）

オ 契約書に記載された工事名（路線等の名称は記載しなくても良いが、工事名の前に記載（市道〇〇線 〇〇工事）することも可）

カ 発注機関名（豊田市上下水道局〇〇〇〇課 電話〇〇－〇〇〇〇）

キ 施工者（〇〇〇〇株式会社 電話〇〇－〇〇〇〇）

ク イラスト（事業（工事）の内容や効果、何が行われている（作られている）か、などを分かりやすく表示したもので、事業（工事）のイメージアップにつながるもの）

（３）ＰＲ看板等には、豊田市上下水道局ホームページの事業などを紹介する該当ページなどとリンクするＱＲコードを表示することも認める。

（取組内容）

第５条 本要領による取組内容は、以下の各号のとおりとする。

（１）発注者は、本要領の対象工事であることを示すため、特記仕様書の本文に以下の文章を追記する。

「第〇条 本工事は、ＰＲ看板等設置試行要領の対象工事とする。なお、ＰＲ看板等の設置における取組内容は、「豊田市上下水道局発注工事におけるＰＲ看板等設置試行要領」によるものとする。」

（２）受注者は、事前に設置するＰＲ看板等の記載内容、イメージ、大きさ、材質などとともに、ＰＲ看板等の設置場所及び設置方法について、発注者の監督員に打合せ簿等の書面（以下、「書面」という。）により協議し、承諾を得なければならない。

（３）受注者は、ＰＲ看板等の設置を行わない場合は、発注者の監督員にその理由を付して書面により協議し、承諾を得なければならない。

その場合、発注者の監督員は相応の理由があると認められるときは、受注者からの協議を承諾しなければならない。

なお、発注者の監督員は、相応の理由と認められない場合にあっては、受注者に対し、改めてＰＲ看板等の設置を指示し、協力を求めるものとする。

る。

- (4) 受注者は、P R看板等を設置した後は発注者の監督員に書面により設置状況を報告しなければならない。

また、設置状況を写真撮影し、電子納品の環境対策、イメージアップ等として整理すること。

- (5) 発注者の監督員は、前号の報告を受けたのち、P R看板等について現地を確認し、協議内容との不一致などによる是正の必要があるときは、必要な是正の措置を速やかに受注者に書面により指示しなければならない。

- (6) 受注者は、前号による是正の指示を受けた際は、速やかに是正の措置を取らなければならない。また、是正完了後には発注者の監督員に書面により是正状況を報告しなければならない。

- (7) 発注者の監督員は、P R看板等の設置について確認ができた場合は、工事完成時の工事成績評定の専任監督員評定3の5創意工夫において、P R看板、イメージアップ工事看板それぞれについて1点の加点を行う。ただし、同加点については各項目の評点合計が最大7点までの制約があることに留意する。(別紙3参照)

なお、第3号によりP R看板等を設置しない場合、工事完成時の工事成績評定において減点の措置は行わない。

(P R看板等の規格等)

第6条 本要領によるP R看板等の規格は、以下の各号のとおりとする。

(1) P R看板

ア 大きさは、「豊田市屋外広告物規則」別表第2の2の規定により、広告表示面積5㎡以下とすること。また、地上からの設置高さが5m以下とならなければならない。

イ 表示方向は、縦横どちらも可とし、形状は長方形又は正方形とする。

ウ 色彩、デザインは自由とする。

エ 夜間の視認性を向上させるための高輝度反射式、又は同等以上のものとする。

オ 材質は、板面においては塗装鋼板(トタン)やアルミ複合板などとし、枠は鉄枠、アルミ型枠、又は間伐材などを標準とする。

(2) イメージアップ工事看板

ア 大きさは、国土交通省の「道路工事現場における標示施設等の設置基準」による標準サイズ(外寸：幅110cm×高さ140cm)とする。

イ 色彩は、第4条第2号のア、オについては青地に白抜き文字、同号イ、エについては白地に青文字、同号ウについては白地に青文字を赤枠囲みとし、同号カ、キについては白地に黒文字とする。なお、同号クによるイラストの色彩は自由とする。

ウ 縁の余白は2cm、縁線の太さは1cm、区画線の太さは0.5cmとする。

エ 夜間の視認性を向上させるための高輝度反射式、又は同等以上のものとする。

オ 材質は、板面においては塗装鋼板（トタン）やアルミ複合板などとし、枠は鉄枠、アルミ型枠、又は間伐材などを標準とする。

（ＰＲ看板等の設置枚数及び設置場所等）

第７条 ＰＲ看板等の設置枚数及び設置場所等は、以下の各号のとおりとする。

（１）ＰＲ看板

設置枚数は１工事あたり１枚とする。設置場所は現場事務所、資材置き場等とし、地域住民及び通行者が見やすいよう設置しなければならない。

（２）イメージアップ工事看板

設置枚数は１工事あたり１枚とする。設置場所は施工現場での主な掲示物（建設業許可票、労災保険関係成立票など）の付近とし、地域住民及び通行者が見やすいよう設置しなければならない。

（３）設置方法

ＰＲ看板等は、地震、風雨、又はその他の振動や衝撃等により容易に破損、落下、又は倒壊することが無いように設置しなければならない。

（ＰＲ看板等の設置費用）

第８条 本要領によりＰＲ看板等を設置する場合の費用については、設置の事実を確認のうえ以下の各号のとおり対応するものとする。

（１）ＰＲ看板

当初設計金額が１億５千万円以上の工事で共通仮設費に現場環境改善費が当初設計書から計上された工事にあつては、同費用の率分に設置費用及び維持費用が含まれるものとする。

それ以外の工事にあつては、受注者より設置費用の見積書を提出させ、最終変更契約金額に相当する現場環境改善費の率分で算出される金額の１／２を上限に現場環境改善費にＰＲ看板１枚の設置費用を積上げ計上するものとする。

なお、計上は最終変更設計時に行うものとする。

（２）イメージアップ工事看板

受注者より標準の工事看板とイメージアップ工事看板のそれぞれの１枚分の設置費用の見積書を提出させ、共通仮設費の安全費に標準の工事看板とイメージアップ工事看板の設置費用の差額（１枚当たり）を積上げ計上するものとする。

なお、計上は最終変更設計時に行うものとする。

（損害の防止等）

第９条 受注者は、本要領に基づき設置されたＰＲ看板等について、地域住民や通行者などに損害を与えることが無いように、定期的に点検し、適切に維

持管理を実施しなければならない。万が一、設置されたPR看板等に起因して地域住民や通行者などに損害を与えたときは、受注者の責任で補償を含め対応するものとする。

（その他）

第10条 本要領に記載のない、又は基づかない事項については、受発注者間で協議して定める。

附 則

この要領は、令和8年10月1日から施行し、単価適用日が同日以降の工事から適用する。